(参考) 失業者の国際比較

失業者の定義

失業者については, ILO が国際基準を設定しており, 各国と同様, 日本もその基準に準拠し定義している。しかし, ILO の基準には, 定義に幅がある箇所や国情に応じた特例を認めている箇所などもあり, 各国の定義には, 次のア, イのように細かな点で若干の相違が見られる。

ア. 求職活動期間の取扱いについて

ILO 基準では,失業者の要件のうち,求職活動期間については特に定めていない。日本では,調査週間の1週間に求職活動を行った者を失業者とし,これに加え,以前に求職活動を行い,その結果を待っている者も失業者としている。

アメリカ,カナダなどの国では,過去1か月(4週間)以内に求職活動を行った者を失業者としているが,日本の定義でも,過去1か月以内に求職活動を行った者も,その結果を待っている限り,失業者に含まれることとなる。

イ.就業内定者の取扱いについて

ILO 基準では,就業内定者は,求職活動をしている場合だけでなく,求職活動をしていない場合であっても失業者としている。日本では就業内定者は求職活動をしている場合のみを失業者としており,求職活動をしていない場合には非労働力人口に含まれる。アメリカにおいては,1993年以前はILO 基準に沿った取扱いをしていたが,1994年以降は日本と同様に,求職活動をしていない就業内定者は失業者に含めていない。

求職活動を行っていない就業内定者を失業者に含める国においては,カナダなど多くの場合,就業内定者のうち,就業予定時期が1か月(4週間)以内の者に限って失業者としている。

失業者数の試算

日本の完全失業者数について,アメリカの定義に合わせて,求職活動を行った期間を1か月(4週間)とし,過去の求職活動の結果待ちの者を除いて試算すると,平成18年平均公表値の場合には,以下のように,原数値(公表値)の275万人から試算値の234万人へと41万人減少する。

失業者数の調整(試算)

(万人)

				/ / / / /
		男女計	男	女
失業者	原数値(平成 18 年平均の日本の公表値)	275	168	107
	(控除項目) ・調査月以前の求職者(過去の求職結果待ちの者)	66	47	19
	(追加項目) ・調査週間を除く調査月中の求職者で仕事に 「すぐつける」者	25	8	17
	試算値	234	129	105

- 注1) 上記の試算は「労働力調査詳細結果(平成18年平均)」の第12表及び第20表を用いて一 定の前提の下に行ったものである。
- 注2) 「すぐつける」者のうち「家事・育児のため仕事が続けられそうにない」を除いた。

(ניו)				
	国際労働機関(ILO)の定義・概念	日 本	韓国	アメリカ
1.失業者の データ	経済活動人口データの収集の ための設計においては,可能な	実	地調査による収	集
収集方法	限り,国際基準を取り入れる努力をしなければならない	・労働力調査 (標本調査)	・労働力調査 (標本調査)	・Current Population Survey (標本調査)
2 . 調査時期 及び期間	・1週間又は1日のような特定の 短期間(調査期間)に関して測 る	・毎月1回	・毎月1回	・毎月1回
		・1週間(月末)	・1 週間 (15日を含む)	・1週間 (12日を含む)
3 . 調査対象 年齢	・一定年齢以上のすべての人	・15歳以上	• 1 5 歳以上	• 1 6 歳以上
4 . 失業者の 定義	・仕事を持たず(就業者でない)	・就業者でなく	・就業者でなく	・就業者でなく
	・現に就業が可能で(調査期間中に就業が可能)	・調査期間中に就業可能で	・調査期間中に就業可能で	・調査期間中に就業可能で
	・仕事を探していた (最近の特定期間に就業のため に特別な手だてをした)	・調査期間中(過去 1週間)に求職活 動を行った者	・過去4週間以内に 求職活動を行った 者	・過去4週間以内に 求職活動を行った 者
	失業者の求職の定義にかかわらず調査期間後のある時点から就業の手はずを整えた者で,現在は仕事がなく,現に就業が可能な者は失業者とみなされなければならない	仕事があればす ぐ就ける状態で過 去に行った求職活 動の結果を待って いる者も失業者と する	過去に求職活動 を行ったが,不可 避の理由で調査期 間中に行えなかっ た者も失業者とす る	レイオフ中の者 は求職活動要件に 関係なく失業者と する
	一時レイオフの場合は,国情によっては,求職の規定を緩和して適用してもよい。その場合には,非求職で失業に区分される一時レイオフ者を別掲しなければならない			
5 . 失業率の 算出方法	失業者 			
分母人	口 ・就業者 + 失業者	・就業者 + 失業者	・就業者 + 失業者 (軍人を除く)	・就業者 + 失業者 (軍人を除く)
	就業した無給の家族従業者は 調査期間中の就業時間に関係な く就業者とみなさなければなら ない。特別な理由により,最低 時間基準を取り入れたい国は, その基準以下の人を識別し,別 掲しなければならない			就業時間が15時 間未満の無給家族 従業者は就業者か ら除外
	軍隊の構成員は就業者に含め なければならない			
分母人 のデー 収集方	タ	・労働力調査	・経済活動人口調査	• Current Population Survey
6.公表機関		・総務省統計局	・統計庁	・労働省労働統計局
L			Ī	I

失業者について

	T	T	
カナダ	イ ギ リ ス	ドイツ	フ ラ ン ス
実	業務資料統計による収集		
・労働力調査 (標本調査)	・労働力調査 (標本調査)	ILO labour market statistics (標本調查)	・職業安定所の 登録区分別登録者
・毎月1回 ・1週間 (15日を含む)	・3か月を1単位と し,13分割した調 査区を毎週調査 ・各1週間	・毎月1回	・毎月1回
・15歳以上	・16歳以上	・15~74歳	・15歳以上
・就業者でなく	・就業者でなく	・就業者でなく	・就業者でなく
・調査期間中に就業可能で	・2週間以内に就業 可能で	・2週間以内に就業 可能で	・15日以内に就業可 能な
・過去4週間以内に 求職活動を行った 者	・過去4週間以内に 求職活動を行った 者	・過去4週間以内に 求職活動を行った 者	・求職活動を行なっている者
レイオフ中の者 は求職活動要件に 関係なく失業者と する	2週間以内に就 業が内定の待機者 も求職活動要件に 関係なく失業者と する	レイオフ中の者 は求職活動要件に 関係なく失業者と する	
4週間以内に就 業が内定の待機者 も求職活動要件に 関係なく失業者と する			
・就業者 + 失業者 (軍人を除く)	・就業者 + 失業者	・就業者 + 失業者	・就業者 + 失業者
・労働力調査	・労働力調査	・失業者はILO labour market statistics, 就業者はNational accounts,その他の 行政資料	・人口センサス,その他の行政資料
・統計局	・統計局	・統計局	・国立経済統計 研究所

経済活動人口,就業,失業,不完全就業の統計に関する決議(抄) (ILO(国際労働機関)第13回国際労働統計家会議(1982年)で採択) 〔定義及び概念〕

就業者

「就業者」は,特定の短い期間(1週間又は1日。以下「調査期間」という。)に,

- 1「有給就業者」, すなわち, 賃金又は給料を得る目的で, 調査期間に1時間以上の 仕事をした者(仕事を持っていながら休んでいた者を含む。), 又は
- 2「自営就業者」, すなわち, 利益又は家族の利得のために, 調査期間に1時間以上の仕事をした者(事業を持っていながら休んでいた者を含む。)で,
- 一定年齢以上のすべての者から成る。

無給の家族従業者は,調査期間における就業時間にかかわらず,自営就業者に含まれる とみなされなければならない。無給の家族従業者を就業者に含めるに当たって,就業時間 に最低限度の基準を設ける国は,基準時間未満の者を別掲しなければならない。

軍隊の構成員は,就業者に含めなければならない。軍隊の構成員には,正規及び臨時の 構成員の双方を含む。

失業者

「失業者」は,調査期間中,

- 1「仕事を持たず」, すなわち, 有給就業者でも自営就業者でもなく,
- 2「現に就業が可能で」, すなわち, 有給就業又は自営就業が可能で,
- 3「仕事を探していた」、すなわち、最近の特定期間に、有給就業又は自営就業の ために特別な手だてをした
- 一定年齢以上のすべての者から成る。

特別な手だてには,公共又は私設の職業紹介機関への登録,雇用主への求職申込み,作業場,農場,工場の入口,市場その他の集会場での求人確認,新聞への求職広告の掲載又は新聞広告への応募,友人・親戚への依頼,事業を始めるための土地,建物,機械設備の準備活動,資金の調達,許認可の申請等が含まれる。

失業の標準定義における求職の規定にかかわらず,調査週間後のある時点から有給就業, 又は自営就業を始める手はずを整えた者で,仕事がなく,現に就業が可能な者は失業者と みなされなければならない。

仕事とのフォーマルな結びつきがないまま仕事を一時的に休んでおり,現に就業が可能で求職していた者は,失業の標準定義に従って,失業者とみなされなければならない。しかし,一時レイオフ者の場合は,国情によっては,求職の規定を緩和して適用してもよい。その場合には,非求職で失業に区分される一時レイオフ者を別掲しなければならない。